		1割負担料金	
			介護
	20 分未満		314
訪	30 分未満		471
問	30 分以上 1 時間未満		823
<b>=</b>	1時間以上1時間半未満		1, 128
看護	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問(リハビリ) (注 1)	1回20分	294
費	*サービス提供体制強化加算として、訪問1回につき、上記料金に3単位(1割負担金3円)が加算されます。		
	*夜間・早朝または深夜に訪問した場合は、上記料金に25%または50%加算されます。		
	緊急時訪問看護加算(月1回)(注2)		600
	特別管理加算(月1回)	(I)	500
	(注 3)	( II )	250
	複数名訪問看護加算 (1回につき)	30 分未満	254
加	(注 4)	30 分以上	402
/31	長時間訪問看護加算(1回につき)(注5)		300
	退院時共同指導加算 (退院または退所後の初回訪問時に1回)(注6)		600
算	初回加算 I (初回の訪問看護を行った月に 1		
	初回加算Ⅱ(退院、退所当日に訪問看護を行	「った月に1回) (注7)	350
	看護体制強化加算 I (月に1回) (注8)	550	
	看護体制強化加算Ⅱ		250
	ターミナルケア加算 (適応時)		2, 500
	口腔連携強化加算		50

令和6年6月1日現在

- (注1) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテー ションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。
- (注 2) 24 時間の連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、 1月につき加算されます。
- (注 3)特別な管理を必要とする状態 (厚生労働大臣が定める状態 I または II) については、1月につき(I)または(II)が加算されます。
- (注 4) 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が 1人の利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に、訪問 1 回につき加 算されます。
- (注5)厚生労働大臣が定める状態等にあり特別管理加算が認められている利用者 に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後も引 き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる場合に1回につき加 算されます。

- (注 6) 退院または退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注 7) 新規の利用に対し初回の訪問看護を行った場合は初回加算Ⅱの算定。退院・ 退所当日に訪問した場合は初回加算Ⅰの算定になります。
- (注8)①24時間の連絡相談及び緊急時訪問を利用されている利用者数、
  - ②特別な管理を必要とする状態の利用者数、
  - ③ターミナルケア加算の適応になった利用者数、
  - 以上の3項目に該当する利用者数によって、1月につき加算されます。